

橋本財団助成金

福祉活動助成

2027年度 応募要項

集団社会的要素の強い日本では、障がいや疾病、失業、外国人や性的マイノリティであることなど、何らかのきっかけで社会の制度やシステムから外れ、困難な状態に陥ってしまう人々が多く存在します。私たちは、誰ひとりとして排除されることなく、望む場所で共に生きる共生社会の実現を心から願っています。

2027年度は、明確な目的と計画のもとで行われる事業・活動への助成に加え、活動の継続性、地域への広がり、団体間の連携といった観点も重視します。この趣旨に賛同し、これを叶えるために強い意志を持って継続的に事業・活動を行う皆さんの応募をお待ちしております。

助成金額

1件あたり **20 万円 ～ 300 万円** ※助成金額は、選考委員会で計画等提出資料を審査・精査のうえ決定します。

応募期間

2026 年 9 月 1 日 (火) 9 時 ～ 10 月 31 日 (土) 17 時

応募方法

財団ホームページへアクセスのうえ、申請フォームよりご応募ください。

<https://www.hashimotozaidan.or.jp/scholarship/>

※申請は当財団ホームページからのみ受け付けております。

対象事業

何らかの困難があっても地域で豊かに暮らせるように、地域共生社会の実現を目指すための事業・活動で、その成果が公益のために貢献するもの、かつ公的支援の枠外の事業や活動であることを対象とします。具体的には、以下の「支援対象者」に対して「対象事業・活動」を行うものを助成対象とします。

支援対象者	事業区分	活動例
・障害者・障害児とその家族 ・療養者・療養児とその家族 ・生活困窮者・刑余者 ・社会的養護下の子ども ・引きこもり状態にある人 ・不登校児童生徒 ・DV、虐待被害者 ・孤立世帯 ・その他何らかの困難を抱える方	緊急保護・一時保護に関する事業・活動	○民間シェルター運営 ○見守り事業・活動 ○生活支援 ○その他
	自立支援に関する事業・活動	○社会参加・就労支援 ○学習支援 ○住まいの確保 ○成年後見制度の普及・促進 ○その他
	地域共生に関する事業・活動	○ネットワークづくり ○コミュニティの創造・維持 ○その他
	豊かな暮らしを支援するための事業・活動	○スポーツ、芸術文化の振興 ○その他

2027年度は、次のような取り組みについて、事業の継続性や地域への広がりを高めるものとして評価します。

- ・活動の継続・発展に向けた組織基盤づくり（例：組織診断、中長期計画の作成、事業設計、財源獲得、広報、法人化など）
- ・支援が届きにくい地域での新たな活動・拠点づくり（例：これまで支援が十分に届いていない地域での活動開始、活動拠点の新設など）
- ・複数団体による協働・連携（例：2つ以上の団体が役割分担し、それぞれの強みを活かして行う事業・活動）
- ・他団体や地域関係者とのネットワークづくり（例：支援団体、行政、学校、企業、地域住民などとの連携体制づくり）

※1団体につき1件の申請に限ります。



対象者

- ・ 個人でも団体でも結構です。
- ・ 団体の場合は、法人格の有無・種類は問いません。
- ・ 新規立ち上げ事業・活動についても対象となります。
- ・ 他団体との連携などにより広がり期待できる事業・活動や、団体の財源確保につながるような事業・活動は特に歓迎します。

対象とならない事業・活動

- ・ 医療保険・介護保険・障害者福祉サービスなど、公的支援の枠組みにある事業・活動
- ・ 営利を目的とする事業・活動
- ・ 自分たちの楽しみを目的とする趣味の集まりや活動
- ・ 企画や運営の主要な部分を外部に委託した事業・活動
- ・ 岡山県外での活動

助成対象となる経費

項目	内容
備品消耗品費	機材や備品等の購入費
印刷製本費	ポスター・パンフレット等のコピー・印刷代など
臨時雇用費	事業を実施するために直接必要なアルバイト等の経費（個人に対する支払い）
諸謝金	講師や通訳など外部の専門家に対する謝金（個人に対する支払い）
委託費	調査研究等を他に委託する費用（法人に対する支払い）
旅費交通費	出張旅費や交通費など
通信運搬費	郵送料、宅急便代など
会議費	会場借用料、会場設営費用、委員会や各種会議での茶菓子代など
宣伝広告費	事業実施の開催告知などを新聞・雑誌・Web等で広告するための費用
施設改修費	施設の改修等の費用
事業管理費	事務局人件費・家賃・諸経費
雑費	少額かつ上記経費項目に含めることができない諸経費

※以下は助成対象となりません。

- ・ 借入金の返済費用
- ・ 会食・慰労会等の費用
- ・ その他申請の事業・活動と直接関係のない費用

選考方法及び発表方法

選考は選考委員会によって行い、2027年3月以降に採否を決定します。

選考にあたっては、必要に応じ追加資料の提出、ヒアリングや選考委員会への出席、プレゼンテーションをお願いする場合があります。

助成決定先の発表は、当財団のホームページに掲載を予定しております。助成先名、助成案件及び助成金額を公表しますので、この点をご了承の上、お申し込み下さい。

助成取消しについて

以下に該当する場合は、助成取消として返金を求める場合があります。

- ・ 助成金が助成を決定した事業以外に使用された場合
- ・ 申請内容に虚偽があることが判明した場合
- ・ 長期間にわたり連絡が取れず活動状況が確認できない場合
- ・ 助成期間終了後、半年を過ぎて有効な報告書の提出がない場合
- ・ その他事務局により助成取消が相応しいと判断した場合

その他注意事項

- ・ 反社会的勢力及び反社会的勢力と関係すると認められる個人、団体からの応募は受け付けておりません。
- ・ 事業実施期間内に助成金を使用できなかった場合は、残金を返金していただきます。
- ・ 物品等の購入や設備工事について、事業案件自体の変更に繋がる助成決定後の内容変更は、認めておりません。
- ・ 助成決定団体については、当財団主催の報告会等への参加をお願いする場合があります。
- ・ 申込書等に記載されている個人情報、本事業の選考に関わる業務にのみ使用し、それ以外には使用致しません。
- ・ 応募に際して提出いただいた書類は返却できません。
- ・ 選考結果に関わるお問い合わせには、応じられません。

公益財団法人橋本財団

英文名：Hashimoto Foundation Inc.

代表者：理事長 橋本俊明

設立：2017年4月3日

〒700-0903 岡山県岡山市北区幸町8-20

AQUAテラス幸町10F

TEL：086-201-7157

E-mail：info@hashimotozaidan.or.jp

助成金に関する詳細及び応募については、橋本財団ホームページにてご確認ください。

<https://www.hashimotozaidan.or.jp/>

